

# 大阪府ごみ処理広域化計画

平成 1 1 年 3 月

大 阪 府

# 目 次

## (本編)

1 . 計画の趣旨	...	1
2 . 計画期間	...	2
3 . 人口及びごみ排出量の現状と将来推計	...	3
4 . ごみ減量化・リサイクルの現状	...	5
5 . 廃棄物処理技術の現状	...	7
6 . 今後の広域ブロックにおけるごみ処理システム	...	10
7 . 広域ブロックの区割り	...	14
8 . 広域化の実現に向けた今後の取り組み	...	33

## (資料編)

1 . 大阪府内のごみ焼却等の現状	...	資 - 1
2 . 焼却施設別の排ガス中のダイオキシン類排出濃度一覧	...	資 - 3
3 . 大阪府の人口・就業者数の将来推計	...	資 - 5
4 . ごみの組成比率	...	資 - 7
5 . 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の状況	...	資 - 7
6 . 市町村の分別収集実施状況(平成9年度)	...	資 - 8
7 . ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム	...	資 - 11
8 . 廃棄物処理技術比較表	...	資 - 12
9 . ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計	...	資 - 34

# 本 編

## 1. 計画の趣旨

### 1) 広域化の必要性・利点

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の発生抑制を図るため、厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月作成）では、今後、新設するごみ焼却施設は全連続運転による安定燃焼が確保される規模（100t/日以上）とする必要があり、そのため、人口規模の小さい市町村においては、隣接市町村と連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化（広域化）を総合的かつ計画的に推進することが必要であるとされており、これを受けて、厚生省から広域化計画の策定について通知された。

大阪府域においては、これまで、焼却による衛生的なごみ処理に積極的に取り組んできたことにより、焼却率が約92%と全国平均の約76%を大きく上回っており、最終処分については、近畿2府4県からなる大阪湾フェニックス計画に基づいて、広域的な最終処分場が確保されている。

また、都市化の進展が著しく人口規模の大きい自治体が多いことや、府内44市町村のうち28市町村が、一部事務組合方式によるごみ処理の広域化を行っていることから、ガイドラインが示す100t/日以上全連続炉は、大阪府内では、清掃工場37工場中32工場で86%に達し、全国的に見て、最も高い割合となっている。

一方、小規模な焼却施設（100t/日未満）については、広域化による全連続炉化や処理方式の見直しを図るなど、その将来方向を検討することが必要である。

また、広域化には、ダイオキシン対策のほか、以下のような利点があり、ごみ処理をトータルシステムとして検討した、中長期的な広域化計画を検討することが必要となっている。

#### ○ 焼却残渣の高度処理対策

焼却灰及び飛灰の溶融固化等の高度処理により、焼却残渣に含まれるダイオキシンの削減並びに焼却残渣の減容化、リサイクルを図ることができる。

#### ○ マテリアルリサイクルの推進

再資源化に向けたマテリアルリサイクルの広域的推進により、焼却量の減量化と資源保護を図ることができる。

#### ○ サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電、熱供給等の余熱利用の効率化を図ることができる。

#### ○ 公共事業のコスト縮減

ごみ処理施設の集約化等、広域的処理によるスケールメリットによって、公共事業のコスト縮減を図ることが期待できる。

## 2) 計画作成に当たっての基本的考え方

### (1) 一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進

本計画は、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとに、それぞれの立場で減量化・リサイクルの取り組みを反映するものとする。

### (2) 一般廃棄物処理施設整備の将来の方向性

将来の一般廃棄物処理施設整備の方向性を示すものとする。その考え方は、市町村の財政状態等を踏まえ、以下のとおりとする。

#### ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、最低100t/日以上、可能な場合300t/日以上の中連続炉とし、建設時期は既存の焼却施設の更新時期を勘案して検討する。

#### ごみ焼却施設以外の施設

リサイクル施設、ストックヤード、RDF（ごみ燃料）化施設、灰の高度処理施設等について、焼却施設を含むトータルシステムとしての効率的な組み合わせを検討する。

#### 立地の条件

施設の設置場所の選定は、実施計画時に、交通条件（輸送効率等）、用地の確保、住民の理解など、多方面から検討する。

## 3) 計画の位置付け

本計画は、ごみ処理の広域化に関する基本的な考え方を示すものであり、これに基づき、今後、関係市町村等が協議して、実施計画を検討するものとする。

なお、本計画の内容については必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2. 計画期間

計画期間は、平成11年度から平成30年度までの20年間（既存施設の耐用年数を考慮）とする。

### 3. 人口及びごみ排出量の現状と将来推計

大阪府の計画処理区域における平成8年度の人口及びごみ処理量を示すとともに、将来のごみの総排出量の推計を行った。

将来のごみ排出量については、資源循環型社会への移行によるごみ排出形態の変化等を考慮する必要があるが、ここでは、大阪府の人口及び就業者数の将来推計を用いて試算した。

#### 1) 人口及びごみ排出量の現状

平成8年度における大阪府の計画処理区域人口は883万人（外国人を含む）であり、ごみの排出総量は年間451万t、府民1人当たりの平均排出量は約1,400g/日である。

#### 2) 将来の人口推計

「大阪府の人口・就業者数の将来推計（試算）」（平成9年6月 大阪府人口・経済フレーム研究会 事務局：大阪府企画調整部企画室）によると、大阪府の将来人口は、平成8年度の883万人から横這いないし減少傾向を示しており、平成20年度には881万人、平成30年度には865万人と見込まれる。

#### 3) 将来のごみ排出量推計

##### (1) ごみ排出量の推計方法

次の方法でごみ排出量を推計した。

将来の家庭系一般廃棄物量

$$= 8 \text{ 年度の家庭系一般廃棄物量} / 8 \text{ 年度の人口} \times \text{将来人口}$$

将来の事業系一般廃棄物量

$$= 8 \text{ 年度の事業系一般廃棄物量} / 8 \text{ 年度の昼間就業者数} \times \text{将来昼間就業者数}$$

将来の一般廃棄物量

$$= \text{将来の家庭系一般廃棄物量} + \text{将来の事業系一般廃棄物量}$$

##### (2) ごみ排出量の推計

家庭系一般廃棄物は人口減に伴い減少し、事業系一般廃棄物は昼間就業者数が最も多くなる平成12年度をピークに減少することから、一般廃棄物全体では、平成12年度の457万tをピークに減少すると見込まれる。

大阪府人口の将来推計

(万人)

	8年度	12年度	15年度	20年度	30年度
大阪府合計	883	881	881	881	865
大阪市地域	260	258	257	256	250
北大阪地域	175	173	172	172	169
東大阪地域	210	210	210	210	207
南河内地域	70	71	72	73	72
泉北地域	112	112	112	112	109
泉南地域	57	58	58	59	58

大阪府の昼間就業者数の将来推計

(万人)

	8年度	12年度	15年度	20年度	30年度
大阪府	489	504	500	491	474

大阪府の家庭系ごみ排出量の将来推計

(万t)

	8年度	12年度	15年度	20年度	30年度
大阪府合計	244	243	243	243	238
大阪市地域	79	79	78	78	76
北大阪地域	45	44	44	44	43
東大阪地域	52	52	52	52	51
南河内地域	18	19	19	19	19
泉北地域	33	33	33	33	32
泉南地域	16	17	17	17	17

大阪府の事業系ごみ排出量の将来推計

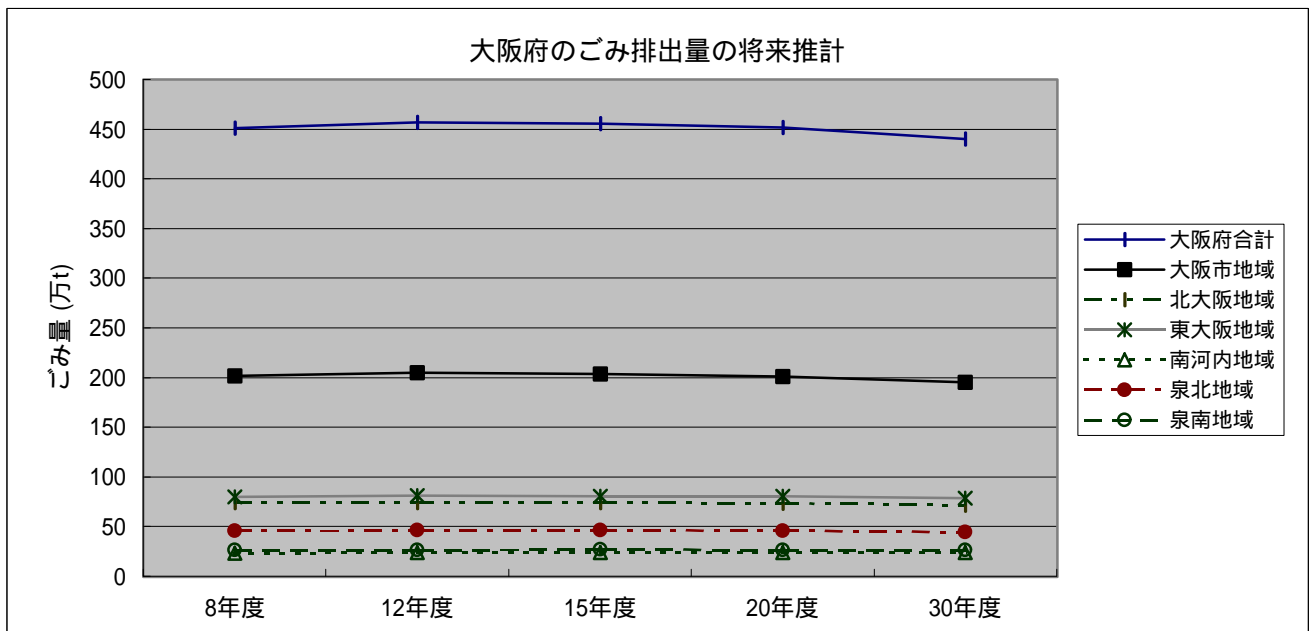
(万t)

	8年度	12年度	15年度	20年度	30年度
大阪府合計	208	214	213	209	201
大阪市地域	122	126	125	123	119
北大阪地域	29	30	30	29	28
東大阪地域	28	29	29	28	27
南河内地域	5	5	5	5	5
泉北地域	13	13	13	13	12
泉南地域	10	10	10	10	9

大阪府のごみ排出量の将来推計

(万t)

	8年度	12年度	15年度	20年度	30年度
大阪府合計	451	457	455	452	440
大阪市地域	202	205	204	201	195
北大阪地域	74	74	74	73	71
東大阪地域	80	81	81	80	79
南河内地域	23	24	24	24	24
泉北地域	46	46	46	46	45
泉南地域	26	27	27	27	26



(注) 各地域は、「大阪府の人口・就業者数の将来推計(試算)」に基づいた地域割りである。

## 4. ごみ減量化・リサイクルの現状

### 1) 法制度に基づく取り組み

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）のような法制度によるリサイクルシステムの整備は、資源循環型社会の構築に多大な効果があり、今後とも、新たな分野に対する法整備が予想される。

平成13年度までには、家電製品のリサイクルを、消費者と事業者において推進する「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が、本格施行されることとなっており、この事業が円滑に実施された場合、ごみの減量化・リサイクルに一定の効果が期待できるとともに、他の生活用品のリサイクルシステム構築の気運が醸成されることが期待できる。

市町村を始め、住民、事業者は、このような社会変化に的確に対応しながら、リサイクルに積極的に取り組むことが必要である。

### 2) ごみの種別ごとの取り組み

#### (1) 容器包装廃棄物

排出されるごみの中で、容器包装廃棄物は重量比で約25%を占めている。そのリサイクルを目的とした容器包装リサイクル法は、廃棄物のリサイクル事業としては、事業者にも再商品化義務を課した先駆的な制度であると言える。また、同制度は、事業実施効果が大きいため、今後は、市町村のイニシアティブのもとに、可能な限り積極的な取り組みを行うことが必要である。

このため、平成9年4月から施行された、びん、かん、ペットボトル等の7品目の分別収集・リサイクルを一層推進するとともに、平成12年4月から分別収集・リサイクルの対象となるペットボトル以外のプラスチック類と飲料用紙パック以外の紙類に対しても、積極的に取り組んでいく必要がある。

#### (2) 容器包装以外の廃棄物

容器包装以外の廃棄物は、重量比で約75%を占めており、そのうち、厨芥類が全体の約40%、紙が全体の約20%を占めている。

##### 厨芥類

厨芥類は、一部の事業所や家庭で堆肥化の取り組みが行なわれており、自治体においては、家庭向けに小型堆肥化容器等の購入補助制度を設けている。

この取り組みが、さらに広がっていくためには、堆肥の受け入れ先の確保などが課題となる。



紙

紙ごみは、特に近年、オフィスから大量に排出されている。

用紙の節約や、事業所における分別排出の徹底、再生紙使用の拡大を推進していく必要がある。

### 3) その他の取り組み

各市町村においては、住民、事業者、行政の三者一体となった、ごみ減量化・リサイクルを推進する組織や、「廃棄物減量等推進員」を設置し、様々な取組を進めることにより、効果が得られるものと考えられる。

また、ごみ減量化・リサイクルを推進するために、大阪府では、住民団体、事業者団体、市町村等とともに「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を設置しており、この推進会議において、住民、事業者、行政がそれぞれの立場と責任で取り組む内容をまとめた「アクションプログラム」を策定している。

ごみ減量化・リサイクルを推進するにあたっては、住民、事業者、行政それぞれが、「ごみの発生・排出の抑制」、「ごみの資源化」、「リサイクルの推進」、「ごみ減量化・リサイクルの啓発」の各過程において、さらに積極的な取組を進めていくことが重要である。

### 4) リサイクル手法

現在、用いられているリサイクル手法としては、次のような手法があるが、これらの手法により、リサイクルされる製品の社会的必要性や、これ以外のリサイクル手法の開発動向を踏まえて的確に対応する必要がある。

種 別	主なりサイクル手法
紙	製紙原料、パルプモールド（緩衝材）、再生紙マルチ（農業資材）、家畜敷料、セルローズファイバー（舗装配合材）、紙製パレット、固形燃料
プラスチック	プラスチック再生原料、油（灯油、軽油等）、高炉原料、生成ガス、セメント焼成、固形燃料
金属類	鋼材、アルミ缶、ダイカスト・鋳物、脱酸材
ガラス	ガラス原料、舗装用材料、道路路盤材
厨芥類	肥料、飼料、メタンガス
木竹類	炭、チップ
布類	繊維等

## 5. 廃棄物処理技術の現状

一般廃棄物処理は、収集した廃棄物から有用な資源を回収した後、焼却し、残渣を最終処分場で埋め立てるシステムが一般的である。

ここでは、焼却等の総合的な処理技術及び設備に関する技術（以下、「要素技術」という。）についてとりまとめた。

### （処理技術一覧）

総合的な 処理技術	要素技術		
	灰溶融技術	廃プラスチック資源化技術	厨芥類資源化技術
焼却 + 灰溶融 溶融（直接溶融、ガス化溶融） RDF 化 + RDF 燃焼	電気溶融 バーナー溶融 副資材溶融	油化 高炉原料化 粉体燃料化	堆肥化 メタンガス発酵 + 堆肥化

#### 1) 総合的な処理技術

ごみ処理技術として、最も一般的な技術の一つに焼却技術がある。また、それに代わる新技術として、ごみそのものを溶融する技術やごみを RDF（ごみ燃料）化して利用する技術が開発されている。

##### (1) 焼却 + 灰溶融

焼却した後、焼却により発生する灰を溶融するという一連の技術は、これまでの実績が多く、確立された技術であり、幅広いごみ質に対応できる。

##### (2) 溶融（直接溶融、ガス化溶融）

ごみそのものを溶融する技術は、ガス化と溶融を一体で行う直接溶融技術とガス化と溶融が分かれているガス化溶融技術がある。

直接溶融技術は、高炉技術を廃棄物処理に応用した技術で、実績があり、幅広いごみ質にも対応できる特長がある。

ガス化溶融技術は、次世代型焼却技術と言われており、

- ・ 未酸化の鉄、アルミの回収が出来る
- ・ 溶融熱源に熱分解ガスを用いるため、補助燃料が不要である
- ・ 空気比が 1.3程度（通常焼却で 1.8程度）であり、ボイラー入口温度が高くなること等により熱回収効率が高く、また、排ガス量が少ない

といった長所を有し、結果として、排ガス量が少なく、ランニングコストの軽減や環境負荷において、優れた点があるといわれているが、実績が殆ど無いこと、技術的に未知の点（塩化水素の高濃度化による腐食対策や生成塩対策等）があること、リサイクルの推進により高カロリー廃棄物が除かれても補助燃料なしに稼働できるかなど、課題や将来のごみ処理体制に影響される部分も多い。

### (3) R D F 化 + R D F 燃焼

R D F 化技術は、R D F 燃焼施設で他の技術と同様に高度な排ガス処理設備が必要となり、R D F 化施設とR D F 燃焼施設を合わせたコストは、他の技術より割高であるが、

- ・ R D F の引取先がある場合
- ・ 複数のR D F 化施設とスケールメリットを生かした大規模な燃焼施設が確保できる場合
- ・ 保存性や運搬でのメリットが生かせる場合

など、ケースに応じて検討すべき技術と考えられる。

R D F を燃料として利用するためには、品質を均一にすることが望ましく、そのためには、分別方法や資源化技術等を含めたトータルシステムとして検討していく必要がある。

R D F の燃焼にあたっては、ごみ発電の燃料のほか、今後、溶融施設や灰溶融施設（バーナー溶融・副資材溶融）の補助燃料に用いる等、他の技術との組み合わせも考えられる。

## 2) 要素技術

### (1) 灰溶融技術

飛灰の無害化や焼却灰の減容化を行う技術の一つに灰溶融技術があり、厚生省は新設の焼却施設建設における灰溶融施設の併設及び単独での灰溶融施設の設置を国庫補助事業採択要件とすることにより、灰溶融施設整備の推進を図っている。

灰溶融の方法には、電気式、バーナー式、副資材式があり、いずれも1300度以上の高温で灰等を溶融する。

#### 電気溶融

電氣的に高温を発生させ、溶融する方式で、排ガス量が少なく、ランニングコストの軽減や環境負荷において有利なことなど、優れた点が多い。

しかし、施設が小規模な場合は、コスト、消費電力の面で、ロスが多いことから、大規模な灰溶融施設に向けた技術と考えられる。

#### バーナー溶融

燃料（都市ガス・灯油・重油等）を用いたバーナーにより、高温で溶融する方式で、取扱いが容易で、小規模な灰溶融が可能であること、廃プラスチック等との混焼が可能なことなど、受入条件に柔軟性がある技術と考えられる。

#### 副資材溶融

副資材（コークス・石灰石等）の燃焼熱により、高温で溶融する方式で、金属等の混入を許容し、灰質の異なる複数の焼却炉の焼却灰・飛灰や破碎選別後の不燃物を併せて処理する場合に適した技術と考えられる。

## (2) 廃プラスチック資源化技術

廃プラスチックの資源化技術としては、油化、高炉原料化、粉体燃料化、R D F化などが考えられる。

### 油化

プラスチックを熱分解して、油とガスを回収し、生成ガス等を燃料とした熱風を熱分解等に利用する技術であり、再生品としてはガソリン、灯油、軽油等が得られる。

コスト高であること、生成油の流通ルートが確立されていないこと、実績が少ないことなどが課題である。

### 高炉原料化

プラスチックを粉砕したものを熱風とともに高炉へ吹き込むことにより、高炉に必要なコークスに代わる還元剤として利用される。

既存の高炉で大量に消費できるが、原料となるプラスチックの収集区域周辺に利用先となる高炉があることが条件である。

塩素系プラスチックは高炉原料に適さないので、その選別（比重選別等）と塩素系プラスチックの利用（処理）先の確保が必要である。

### 粉体燃料化

プラスチックを粉砕したものを既存のバーナーから炉内に放出し、重油等と混焼して熱回収する。

コストが安価で、既存のボイラーで用いることができるが、高度な排ガス処理設備が必要である。灰溶融施設（バーナー溶融・副資材溶融）やR D F 燃焼施設の補助燃料に用いるなど、応用範囲は広い。

## (3) 厨芥類資源化技術

従来から、堆肥化による厨芥類の資源化が行われており、発酵期間を短縮した高速堆肥化技術や発酵メタンガスの利用を併せた技術などもある。

いずれも、コスト面でのスケールメリットが期待できるが、堆肥の利用先の確保や広い敷地面積が必要なことなど、都市部での施設整備は、難しい状況にある。

また、各家庭等において、小型堆肥化機器による資源化も行われている。

これらの処理・資源化技術は、減量化・リサイクルやごみ処理等、全体のシステムの中で位置付けることが重要である。

## 6. 今後の広域ブロックにおけるごみ処理システム

ごみの減量化・リサイクルと処理技術は、一連のシステムの中で成り立つものであり、各広域ブロックは、地域の状況に適したごみ処理システム全体を見据えて、減量化・リサイクル施策や処理技術を選択する必要がある。

減量化・リサイクルと処理技術は、概ね次のような流れになっている。

### 減 量 化 ・ リ サ イ ク ル と 処 理 技 術

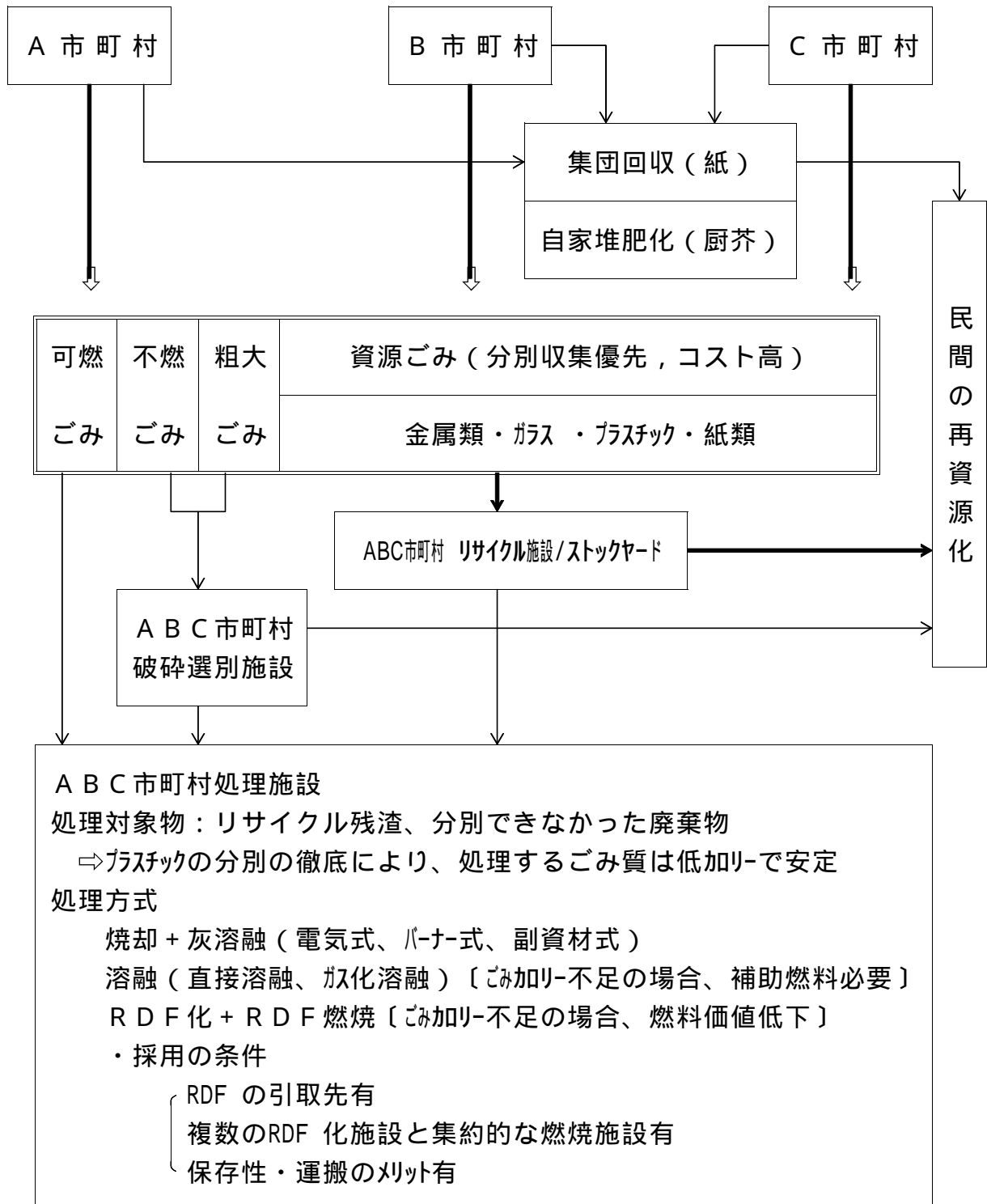
		市 町 村	民 間 等
発 生 ・ 排 出	発 生	○ごみの減量化、排出抑制の啓発	○ごみの排出抑制 ○自家処理（堆肥化等）
	↓	収 集 ・ 運 搬	○地域コミュニティによる回収（集団回収）
ご み 処 理	↓	資 源 化 処 理 (マテリアルサイクル)	
		材料リサイクル	( 破 碎 選 別 ⇨ 再 資 源 化 ) 金属類、ガラス、プラスチック再生原料、製紙原料等
		ケミカルリサイクル	( 破 碎 選 別 ⇨ 再 資 源 化 ) プラスチックの高炉還元材原料・油化・ガス化
		堆 肥 化	○小型堆肥化容器等の購入補助等 ○厨芥類の堆肥化等
	↓	減容化処理 及びサーマルリサイクル	○ごみ（又はRDF）発電 ○セメント焼成 ○焼却灰等の溶融スラグ化
	↓	最 終 処 分	埋 立

次に、減量化・リサイクルと処理技術について、いくつかのケースを例示する。

ただし、各ブロックにおける施設整備計画の検討においては、今後の減量化・リサイクルに関する法制度等の整備状況、ブロック構成市町村の減量化・リサイクルに対する将来の考え方や処理施設の更新時期を十分に勘案し、各地域に適したごみ処理システムの検討を行うことが必要である。

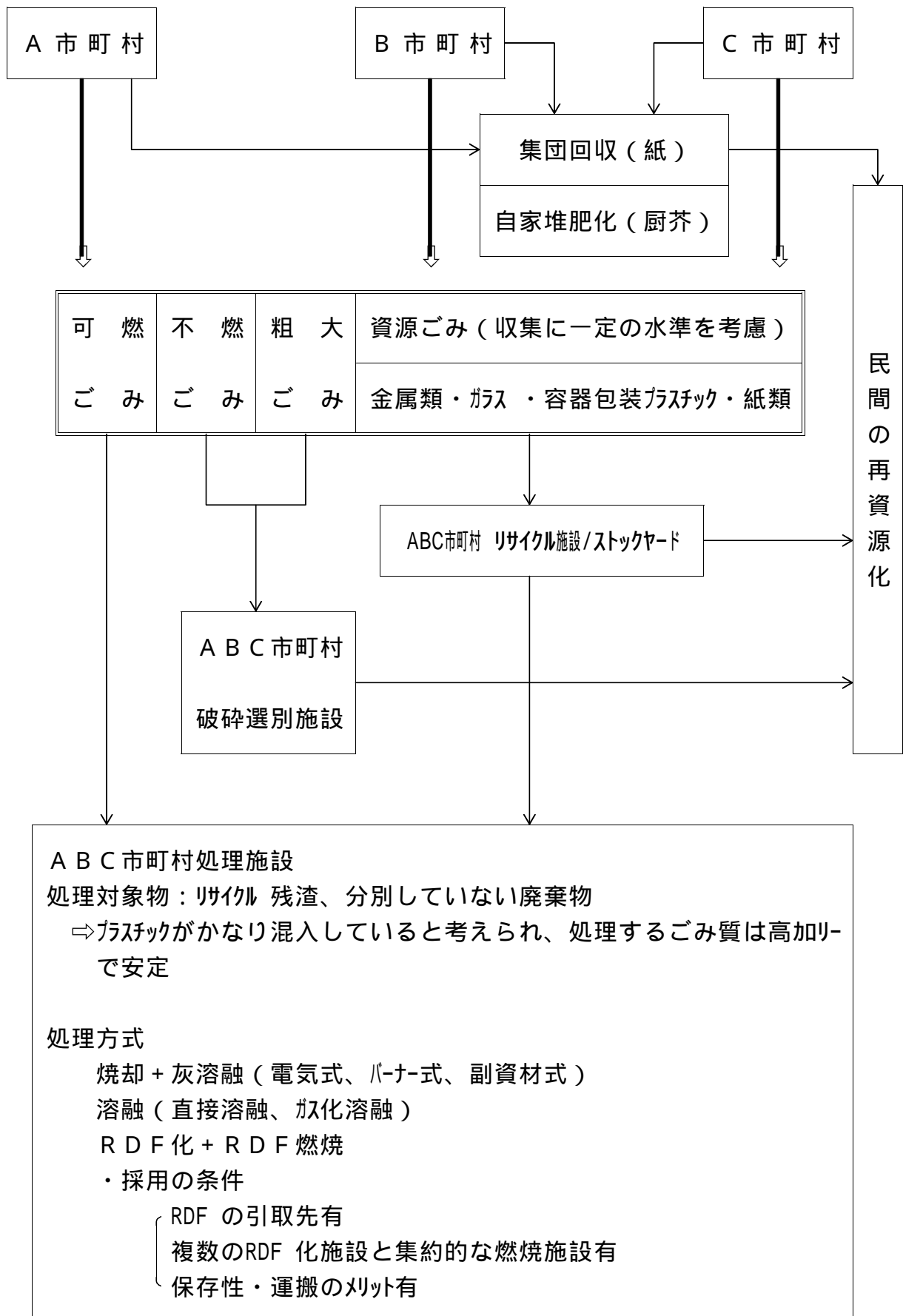
1) ケース 1

資源物の分別収集を優先したケースであり、例えば、容器包装リサイクル法対象プラスチック類及びそれ以外のプラスチック類を分別収集する場合。



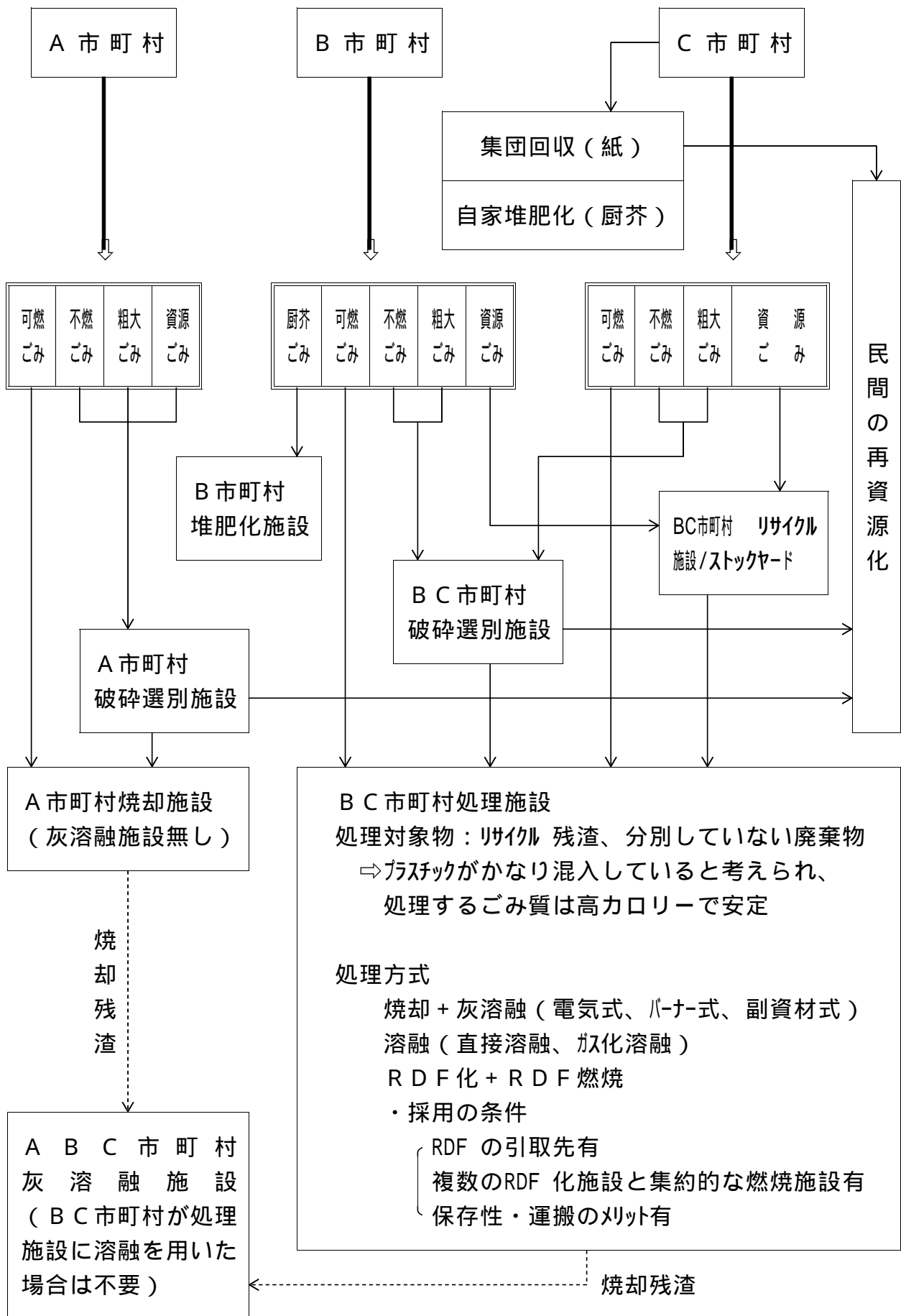
2) ケース 2

資源物の分別収集に一定の水準を考慮したケースであり、例えば、容器包装リサイクル法対象プラスチック類を中心に分別収集する場合。



3) ケース 3

各市町村の独自の分別収集を許容する場合。





## 7. 広域ブロックの区割り

### 1) 基本的な考え方

広域ブロックの設定に当たっては、ごみ処理が、市町村の主体的に取り組むものであることから、市町村の意向を踏まえるとともに、

- ・ 灰溶融施設、RDF 燃焼施設等の複数市町村での共同利用など、地域の状況に応じて、様々な施設整備が図れること
- ・ 複数団体での処理分担が図れること
- ・ 効率的な収集運搬エリアと施設の大規模化によるスケールメリットを総合的に検討して、リサイクルや焼却等の区域を設定できること
- ・ 施設更新・補修時や緊急時の広域対応が図りやすくなること

といった点を、考慮する必要がある。

また、ごみ焼却施設をはじめとするごみ処理施設は、地域に応じたごみ処理システム全体の中に位置づけられるものであり、今後の減量化・リサイクルの動向による分別収集の多様化や、ごみ処理技術の開発動向等に柔軟に対応することが求められる。

これらのことから、広域ブロックは、地勢（大河川、山地等）、人口（100万人程度）等による地域割りを基本とした、既存の清掃一部事務組合の区域を包含する地域とする。

なお、広域ブロックは大阪府域で設定するが、市町村の意向を尊重し、他府県市町村との広域化についても、必要に応じて調整するものとする。

### 2) 広域ブロック数

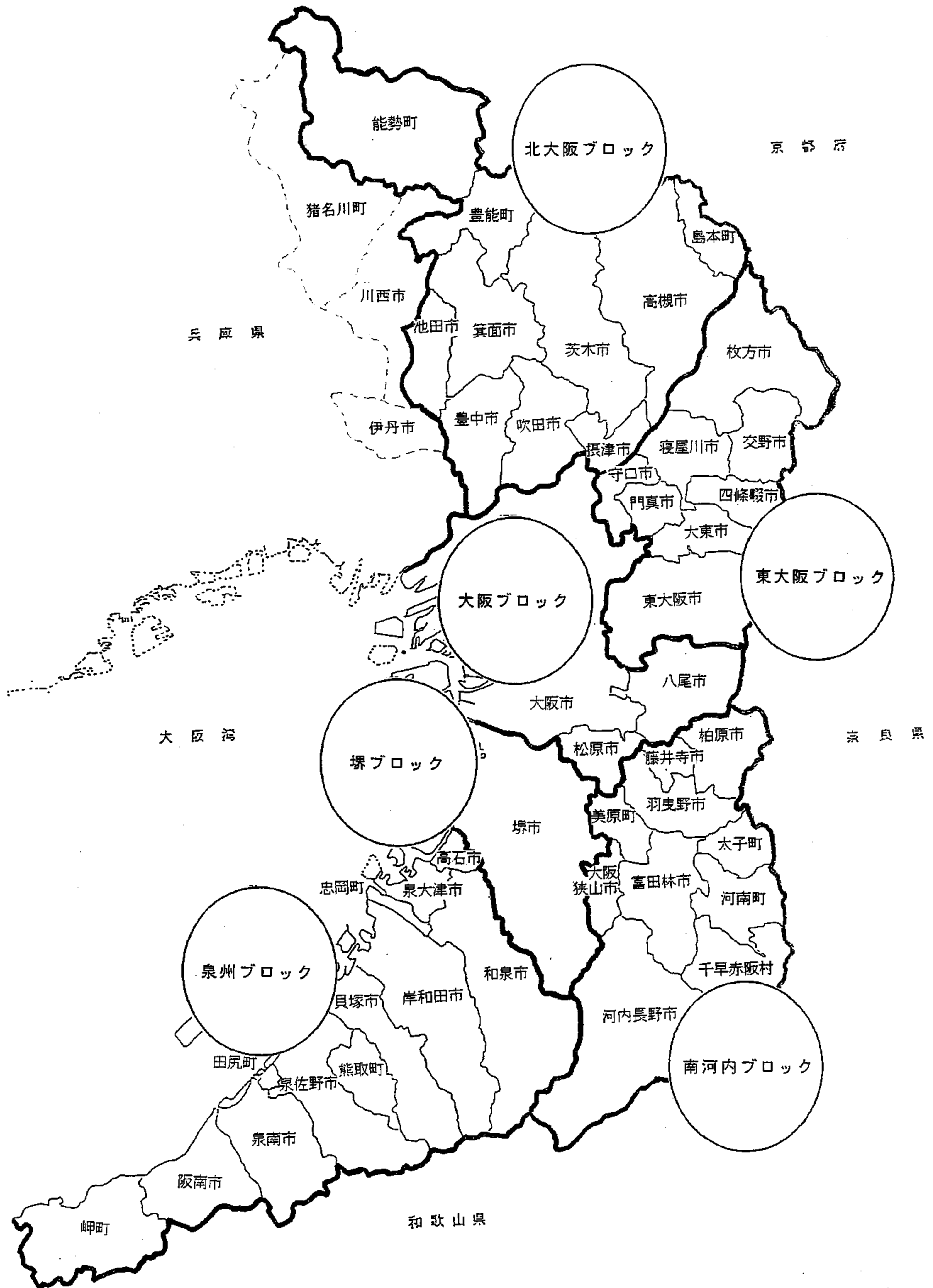
6ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）

### 3) 広域ブロック設定後の考え方

広域ブロックにおいては、それぞれのブロック毎に、複数のリサイクルや焼却等の区域（処理区域）を設けるとともに、減量化・リサイクルの今後の見通しを踏まえた処理施設整備の計画を検討することとし、ごみ焼却施設は、最低100t/日以上、可能な場合300t/日以上全連続炉とする。

なお、市町村の規模等に応じて、市町村単位の処理区域を設けることも出来るものとする。また、各広域ブロックは、必要に応じて連携を図るものとする。

広域ブロックの区割り図



## 2) 各ブロックの概況

### (1) 北大阪ブロック

#### 構成市町村

豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

- ・豊中市は兵庫県伊丹市と共同処理を行っている。
- ・豊能町、能勢町は兵庫県川西市、猪名川町と共同処理を行うことを基本として、具体の事項について協議しているところである。

#### 施設整備状況

##### ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
豊能町 能勢町	78	39x2炉 (全連)	1988年 (10年)	休止(1997~)⇒廃止	川西市、猪名川町 豊能町、能勢町で 広域処理予定
池田市	180	60x3炉 (全連)	1983年 (15年)	改造(ダイオキシン対策)	
箕面市	270	135x2炉 (全連)	1992年 (6年)	改造(ダイオキシン対策)	
豊中市 伊丹市	870	225x3炉 (全連)	1975年 (23年)	改造(ダイオキシン対策)	
		195x1炉 (全連)	1995年 (3年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	
吹田市	450	150x3炉 (全連)	1981年 (17年)	改造 ⇒更新 (ダイオキシン対策) (2006年以降)	

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
茨木市	600	150x2炉 (全連)	1980年 (18年)	1炉更新(1999年3月竣工) 1炉改造(ダイオキシン対策) ⇒更新(2005年以降)	
		150x2炉 (全連)	1996年 (2年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	
摂津市	180	90x1炉 (全連)	1983年 (15年)	改造(ダイオキシン対策)	
		90x1炉 (全連)	1993年 (5年)	改造(ダイオキシン対策)	
高槻市	810	150x3炉 (全連)	1980年 (18年)	改造(ダイオキシン対策)	
		180x2炉 (全連)	1995年 (3年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	
島本町	46	23x2炉 (機バ)	1991年 (7年)	改造(ダイオキシン対策)	

(参考)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
川西市	225	75x2炉 (全連)	1984年 (14年)		川西市、猪名川町 豊能町、能勢町で 広域処理予定
		75x1炉 (全連)	1978年 (20年)		

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
猪名川町	15	7.5x2炉 (機八)	1987年 (11年)		川西市、猪名川町 豊能町、能勢町で 広域処理予定

イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
豊能町 能勢町	25	25	1989年 (9年)		焼却施設と併設
池田市	30	30	1989年 (9年)		焼却施設と併設
箕面市	23	23	1992年 (6年)		焼却施設と併設
豊中市 伊丹市	135	135	1992年 (6年)		焼却施設と併設
茨木市	75	75	1980年 (18年)		焼却施設と併設
高槻市	75	75	1980年 (18年)		焼却施設と併設
島本町	6	6	1991年 (7年)		焼却施設と併設

(参考)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
川西市	30	30	1985年 (13年)		

ウ 不燃物資源化施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
豊中市 伊丹市	0.4	0.4	1993年 (5年)		焼却施設と併設

(参考)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
猪名川町	10	10	1987年 (11年)		

エ 廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ・リサイクルセンター）

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
箕面市	10	10	1993年 (5年)		リサイクルプラザ
豊中市				新設(2003年以降)	リサイクルプラザ
吹田市	85	85	1992年 (6年)		リサイクルプラザ (破砕選別工場(粗大ごみ処理施設)を含む)
茨木市				新設(2003年以降)	リサイクルプラザ
摂津市				新設(2001年頃)	リサイクルプラザ

オ ストックヤード

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
吹田市				新設(2002年以降)	

(2) 東大阪ブロック

構成市町村

守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

施設整備状況

ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
枚方市	500	150x2炉 (全連)	1973年 (25年)	改造 ⇒ 新設 (ダイオキシン対策) (2006年頃)	都市計画手続き中 (400t/日)
		200x1炉 (全連)	1988年 (10年)	改造(ダイオキシン対策)	
寝屋川市	360	180x2炉 (全連)	1980年 (18年)	改造(ダイオキシン対策)	
守口市	292	150x1炉 (全連)	1974年 (24年)	更新(2002年以降)	
		142x1炉 (全連)	1988年 (10年)	改造(ダイオキシン対策)	
門真市	300	144x1炉 (全連)	1989年 (9年)	改造(ダイオキシン対策)	
		156x1炉 (全連)	1996年 (2年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	
四條畷市 交野市	180	90x1炉 (全連)	1967年 (32年)	改造(ダイオキシン対策)	
		90x1炉 (全連)	1973年 (25年)	改造(ダイオキシン対策)	



市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
大東市 東大阪市	1200	200x3炉 (全連)	1975年 (23年)	改造 ⇨更新 (ダイオキシン対策) (2005年以降)	
		300x2炉 (全連)	1981年 (17年)	改造(ダイオキシン対策)	

イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
枚方市	75	75	1980年 (18年)	新設(2006年頃 85t/日)	焼却施設と併設
寝屋川市	82	82	1994年 (4年)		焼却施設と併設
守口市	75	75	1972年 (26年)		焼却施設と併設
門真市	30	30	1989年 (9年)		焼却施設と併設
四條畷市 交野市				新設(2006年以降)	
大東市 東大阪市	155	150	1975年 (23年)		焼却施設と併設
		5	1981年 (17年)		

ウ 不燃物資源化施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の 経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
枚方市	4.5	4.5	1990年 (8年)		焼却施設と併設
寝屋川市	25	25	1994年 (4年)		焼却施設と併設
守口市	30	30	1988年 (10年)		焼却施設と併設
門真市	12	12	1985年 (13年)		焼却施設と併設
交野市	4	4	1992年 (6年)		

エ 廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ・リサイクルセンター）

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の 経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
枚方市				新設(2002年頃)	リサイクルプラザ
門真市				新設(2002年頃)	リサイクルプラザ 都市計画手続完了

(3) 大阪ブロック

構成市町村

大阪市、八尾市、松原市

施設整備状況

ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
大阪市	6300	300×3炉 (全連)	1969年 (29年)	改造(ダイオキシン対策)	森之宮工場
		200×3炉 (全連)	1971年 (27年)	更新(2003年頃)	平野工場 都市計画手続完了 (900t/日)
		200×3炉 (全連)	1974年 (24年)	過渡期の処理⇒更新 (舞洲工場)(2004年以降)	東淀工場
		300×2炉 (全連)	1977年 (21年)	改造(ダイオキシン対策)	港工場
		300×2炉 (全連)	1978年 (20年)	改造(ダイオキシン対策)	南港工場
		300×2炉 (全連)	1980年 (18年)	改造(ダイオキシン対策)	大正工場
		300×2炉 (全連)	1988年 (10年)	改造(ダイオキシン対策)	住之江工場
		300×2炉 (全連)	1990年 (8年)	改造(ダイオキシン対策)	鶴見工場
		300×2炉 (全連)	1995年 (3年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	西淀工場

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
大阪市		450x2炉 (全連)	建設中		舞洲工場 2002年頃竣工
		300x2炉 (全連)	1995年 (3年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	八尾工場
松原市	150	75x2炉 (全連)	1967年 (31年)	更新(RDF化施設(2002年))	都市計画手続完了

#### イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
大阪市	190	190	1988年 (10年)		大正工場の焼却施設と併設
		170	建設中		舞洲工場の焼却施設と併設 2002年頃竣工
八尾市	100	100	1973年 (25年)		
松原市				新設(2002年)	

ウ 不燃物資源化施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
八尾市	30	30	1984年 (14年)		
松原市	30	30	1984年 (14年)		焼却施設と併設

エ 廃棄物再生利用施設(リサイクルプラザ・リサイクルセンター)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
大阪市	15	15	1993年 (5年)		リサイクルプラザ (鶴見リサイクル 選別センター(鶴 見工場敷地内))
松原市				新設(2002年)	リサイクルプラザ

(4) 南河内ブロック

構成市町村

富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町

施設整備状況

ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
柏原市 羽曳野市 藤井寺市	450	150x3炉 (全連)	1992年 (6年)	改造(ダイオキシン対策)	
富田林市 河内長野市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村 美原町	300	150x2炉 (全連)	1985年 (13年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	
		95x2炉 (全連)	建設中		2000年頃竣工

イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
柏原市 羽曳野市 藤井寺市	50	50	1992年 (6年)		焼却施設と併設
富田林市 河内長野市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村 美原町	50	50	1986年 (12年)		焼却施設と併設
		35	建設中		建設中の焼却施設と併設 2000年頃竣工

ウ 不燃物資源化施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
柏原市 羽曳野市 藤井寺市	20	20	1986年 (12年)		
藤井寺市	4	4	1992年 (6年)		
河内長野市	10	10	1983年 (15年)		

エ 廃棄物再生利用施設(リサイクルプラザ・リサイクルセンター)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
河内長野市				新設(2004年以降)	リサイクルプラザ

(5) 堺ブロック

構成市町村  
堺市

施設整備状況

ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
堺市	1210	150x2炉 (全連)	1977年 (21年)	改造(ダイオキシン対策)	東第一工場
		230x2炉 (全連)	1997年 (1年)	継続使用(ガイドライン適合施設)	東第二工場
		150x3炉 (全連)	1973年 (25年)	継続使用(ガイドライン適合施設) ⇒更新(2005年以降)	南工場

イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
堺市	150	100	1979年 (19年)		東第一工場の焼却施設と併設
			1997年 (1年)		東第二工場の焼却施設と併設
				新設(2005年以降)	

ウ 廃棄物再生利用施設(リサイクルプラザ・リサイクルセンター)

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
堺市	30	30	1995年 (3年)		リサイクルプラザ



(6) 泉州ブロック

構成市町村

岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

施設整備状況

ア ごみ焼却施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年未迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
泉大津市 和泉市 高石市	450	150x1炉 (全連)	1973年 (25年)	更新(2002年頃)	環境アセス実施中
		150x1炉 (全連)	1978年 (20年)		
		150x1炉 (全連)	1991年 (7年)	改造(ダイオキシン対策)	
忠岡町	40	20x2炉 (准連)	1986年 (12年)	改造(ダイオキシン対策)	1998年4月 から1炉全連化 (30t/日)
岸和田市 貝塚市	600	150x1炉 (全連)	1982年 (16年)	⇨ 改造(ダイオキシン対策)  ↓  新設 (2003年以降)	環境アセス準備中 新設場所 : 阪南2区内
		150x1炉 (全連)	1989年 (9年)		
		150x1炉 (全連)	1992年 (6年)		
		150x1炉 (全連)	1993年 (5年)		
熊取町	82	41x2炉 (准連)	1992年 (6年)	改造(ダイオキシン対策)	1999年2月 から全連化
泉佐野市 田尻町	240	80x3炉 (全連)	1986年 (12年)	改造(ダイオキシン対策) ⇨ 新設 (2003年以降)	新設場所: りんくうタウン内
泉南市 阪南市	190	95x2炉 (全連)	1986年 (12年)	改造(ダイオキシン対策) ⇨ 更新 (2004年以降)	
岬町	50	50x1炉 (准連)	1986年 (12年)	改造(ダイオキシン対策)	

イ 粗大ごみ処理施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
泉大津市 和泉市 高石市	50	50	1982年 (16年)	更新(2002年頃)	焼却施設と併設
忠岡町	5	5	1988年 (10年)		焼却施設と併設
岸和田市 貝塚市	75	75	1969年 (29年)		焼却施設と併設
熊取町	16	16	1992年 (6年)		焼却施設と併設
泉佐野市 田尻町	50	50	1983年 (15年)	新設(2003年以降)	焼却施設と併設
泉南市 阪南市	20	20	1986年 (12年)	更新(2004年以降)	焼却施設と併設
岬町	5	5	1986年 (12年)		焼却施設と併設

ウ 不燃物資源化施設

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
泉大津市 和泉市 高石市	25	25	1980年 (18年)		焼却施設と併設
忠岡町	1	1	1988年 (10年)		焼却施設と併設
泉南市 阪南市	20	20	1994年 (4年)		焼却施設と併設

エ 廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ・リサイクルセンター）

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
岸和田市 貝塚市				新設(2006年以降)	リサイクルプラザ

オ ストックヤード

市町村名	施設能力(t/日)		竣工年(1998年末迄の経過年数)	新設、更新、改造計画	備考
	既設合計	各施設			
熊取町				新設(2000年以降)	
岬町				新設(2001年以降)	

## 8．広域化の実現に向けた今後の取り組み

### 1) 市町村の取り組み

#### (1) 広域ブロック構成市町村間での施設整備計画の作成

各広域ブロック会議において、ごみ処理に係る役割分担や施設の立地、収集運搬方法等について、十分な協議・調整を行い、広域ブロック内のリサイクルや焼却等の区域を設定し、施設整備計画を作成する。

#### (2) 一般廃棄物処理基本計画の改定

ごみ処理の広域化に伴い、必要に応じて各自治体の一般廃棄物処理基本計画を改定・策定する。

#### (3) ごみ減量化・リサイクルの推進

各広域ブロックの構成市町村が相互に協力して、住民・事業者に対して、ごみの減量化・リサイクルに関する意識の高揚と廃棄物行政に対する理解を得ながら、ごみの減量化等の推進を図る。

事業所ごみの処理費用の適正化や、多量排出事業者への減量指導の効果的な方策等についても、検討することが必要である。

### 2) 大阪府の取り組み

#### (1) 広域ブロック構成市町村間の調整等

広域ブロック内のリサイクルや焼却等の区域を設定し、施設整備計画を作成するにあたって、各広域ブロック会議に参画するなど、広域ブロック構成市町村間の調整を行う。

#### (2) 市町村に対する指導・助言

市町村の広域的なごみ処理施設の整備や減量化・リサイクルの推進が、適正かつ効率的に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

#### (3) ごみ処理広域化計画の進行管理

各広域ブロックにおける施設整備計画の進捗状況や既存施設に係るダイオキシン対策等の実施状況を把握し、必要な指導・助言を行う。

#### (4) ごみ減量化に向けての普及啓発の実施

府民・事業者のごみの減量化・リサイクルに関する意識の高揚と廃棄物行政に対する理解と協力を得るため、住民団体、事業者団体、市町村等とともに設置している「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」等を通じて、普及啓発活動や環境教育を推進する。

### 3) 今後の検討事項

大阪府及び市町村においては、前述の取り組みをそれぞれ進めるとともに、次の事項の検討に努めるものとする。

#### (1) ごみ処理施設の社会資本としての位置づけ

ごみ処理施設は、府民が生活する上で、必要不可欠な基盤施設であり、その整備にあたっては、地域住民が集う公共施設を併せて整備し、その施設に対して熱供給を行うなど、ごみの熱エネルギーの有効利用を図るといった、総合的なまちづくりの一環として整備するという視点も必要である。

#### (2) 広域的なごみ処理体制

広域的なごみ処理体制としては、従来、一部事務組合等の方法が採用されてきたが、これらに加えて、新たに広域行政制度として導入された、広域連合の活用も考えられる。

また、P F I（民間資金等を活用した社会資本整備）等による民間活力の導入や廃棄物処理センター方式など、ごみ処理の新たな運営手法についても、検討することが必要である。

さらに、施設の設置場所の選定等にあたっては、住民の理解を得ることも重要であり、その方策について調査・研究を進めていく必要がある。

#### (3) ごみ処理に関する知見の集積

国・都道府県・市町村が協力して、ごみ処理についての技術やシステムに関する知見の集積に努め、その共有化を図ることが必要である。

#### (4) ごみ処理に係る財政措置

ダイオキシン対策をはじめとする施設の高度化やリサイクル促進のための態勢整備による、市町村の財政負担増に伴い、国の財政支援措置も強化されているが、更に、市町村のごみ処理に対する財政負担の軽減について働きかけていくことが必要であるとともに、国等の動向を踏まえながら、財源確保の方策について調査・研究を進める必要がある。